

所沢市観光案内板作成設置業務委託 プロポーザル実施要項

本市の観光事業の一環として、ところざわサクラタウンの開業や所沢市観光情報・物産館の建設など、新たに生まれる魅力と、過去から受け継がれてきた魅力を旅行者へ伝え、PRを行うとともに、インバウンド対策により訪日外国人旅行者の利便性の向上を図るため「所沢市観光案内板作成設置業務委託」を実施する。

当事業の受託者を選定するため、下記のとおり、所沢市観光案内板作成設置業務に係る企画を募集する。

1 業務の内容

(1) 契約者

所沢市長（所沢市産業経済部商業観光課）

(2) 業務名

所沢市観光案内板作成設置業務委託

(3) 委託料

2,700,000円（上限額）

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

(4) 契約期間

東所沢駅エリア（案内板1基、道標4基）契約締結日から令和2年11月30日まで
所沢駅エリア（案内板1基）契約締結日から令和3年3月31日まで

(5) 設置期限

東所沢駅エリア 令和2年10月31日まで
所沢駅エリア 令和3年3月31日

2 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 過去3年間に地方公共団体、観光協会、民間企業等が発注する観光案内板等の作成設置業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(2) 次のアからエまでのすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 所沢市競争入札参加者の資格等に関する要綱第3条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定後に所沢市が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りでない。

エ 本プロポーザルの公募の日から本契約の成立までの期間に、所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

3 スケジュール

令和2年8月19日（水）	公募開始（市ホームページ）
令和2年8月24日（月）	質問の受付期限
令和2年8月28日（木）	質問に対する回答
令和2年9月1日（火）午後5時	プロポーザル参加希望書の提出期限
令和2年9月3日（木）正午	企画提案書の提出期限（厳守）
令和2年9月10日（木）午後5時まで	プロポーザル結果の連絡・通知発送

4 質問事項の受付

プロポーザルの内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和2年8月24日（月）まで

(2) 受付方法

「プロポーザルに関する質問書（様式1）」に記入の上、電子メールで提出すること。（メールアドレス：a9155@city.tokorozawa.lg.jp）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名等を伏せた上で、市ホームページにて公開する。なお、電話等による質問については、委託業務の内容に関するものは応じない。

5 プロポーザル参加希望書の提出

(1) 提出期限

令和2年9月1日（火）午後5時まで

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、「所沢市観光案内板作成設置業務プロポーザル参加希望書（様式2）」を提出する。

【宛先】

所沢市産業経済部商業観光課

〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1 市役所別館

電話：04-2998-9155

メール：a9155@city.tokorozawa.lg.jp

※郵送の場合は、到着したことを確認できる種類で郵送することを推奨する。なお、不着の場合の責任は、市は負わないこととする。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和2年9月3日（木）正午まで（時間厳守）

(2) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）を下記（3）の提出書類を末尾記載の連絡先に持参又は郵送すること。

※持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

※郵送の場合は、到着したことを確認できる種類で郵送することを推奨する。なお、不着の場合の責任は、市は負わないこととする。

(3) 提出書類及び留意事項

企画提案書は「所沢市観光案内板作成設置業務委託仕様書」の内容を満たす提案内容で、提出書類ごとにA4版・両面で作成すること。

順番	名称	様式	留意事項
1	表紙	様式3	
2	目次	任意書式	
3	事業所概要	様式4	・法人の概要（設立趣旨、事業内容、実績）が分かるパンフレット等を添付すること。
4	提案内容	任意書式	・企画提案の理念と基本方針、仕様書の各項目に沿った実施内容、方法及び各項目の目標数値を記載すること。 ・仕様書のどの項目に関する提案かを明確に記載すること。また、提案に当たっては、「仕様書の内容を具体化したもの」と「独自で上乘せするもの」の区別が明確に判別できるようにすること。
5	業務工程表	任意書式	
6	業務の実施体制調書	任意書式	・本市職員と綿密な打合せを随時行える体制を明記すること。
7	委託料見積書	様式5	・宛先は「所沢市長 藤本 正人」とすること。 ・法人代表者印を押印すること。
8	誓約書	様式6	
9	類似事業の実績を証する書類の写しと現物		・契約書、完了検査結果通知と納品物等の写しを添付すること。

※副本にも全ての添付書類を添付すること。ただし、「委託料見積書」及び「誓約書」についてはコピーを添付すること。

(4) その他

- ア 企画提案は1者につき1提案に限り、複数の提案があった場合には当該提案者の企画提案を全て失格とする。
- イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

(5) 見積書（様式5）

「東所沢エリア」と「所沢エリア」を別に見積もって下さい。
また、その合計額が「プロポーザル実施要項」1（3）に記載する上限限度額を超えた場合は失格となるので注意してください。

7 審査のポイント

- ①同種、類似業務の実績
- ②業務における実施方針（現状分析・課題設定・提案力等）
- ③スケジュール管理能力
- ⑤業務実施体制
- ⑥ユニバーサルデザインへの配慮
- ⑦独自提案の評価

8 優先交渉権者の選定

(1) 決定方法

優先交渉権者の選定にあたっては、提出された応募書類を所沢市観光案内板作成設置業務委託に係るプロポーザル評価委員が総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を優先交渉権者として選定する。

審査に当たっては企画提案内容、実務実施能力、業務実施体制、見積額等に基づき総合的に評価する。

(2) 審査結果

文書で令和2年9月10日（木）午後5時までに電話又は電子メールで連絡する。
併せて個別に通知文書を郵便により発送する。

なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

9 契約の相手方の決定方法

市は、優先交渉権者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は優先交渉権者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

なお、優先交渉権者が、業務履行に必要な能力を有しない場合や契約締結までの間に

事故がある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

契約にあたっては、「東所沢駅エリア」と「所沢駅エリア」を別に契約締結することとします。

10 情報公開

契約の相手方として決定した企画提案者の名称、審査結果の概要等の情報公開を行う。

なお、所沢市情報公開条例に基づき、企画提案者の応募書類等の情報公開を行う場合がある。

11 その他留意事項

次の各号いずれかに該当する提案は失格とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。

エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。

オ 「6（3）提出書類及び留意事項」に定める書類がないもの。

カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。

キ 見積金額を訂正したもの。

ク 誤字、脱字等により意思表示が不良であるもの、又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたもの。

12 連絡先（応募書類の提出先）

〒359-8501

埼玉県所沢市並木1-1-1 所沢市役所別館

所沢市産業経済部商業観光課 齋藤・本橋・井上

電話：04-2998-9155

メール：a9155@city.tokorozawa.l^{エル}g.jp